

国土強靱化基本計画の変更に向けて

令和4年1月28日

内閣官房国土強靱化推進室



1. 国土強靱化の枠組みについて

(1) 国土強靱化に関する主な動き

■これまでの国土強靱化の動き

- H23(2011) 3月11日 東日本大震災
- H25(2013) 12月4日 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」 成立
- H26(2014) 6月3日 国土強靱化基本計画 閣議決定
- H28(2016) 4月14日 熊本地震
- H30(2018) 6月28日 7月豪雨(西日本豪雨)
- 9月 台風第21号、北海道胆振東部地震
- 12月14日 国土強靱化基本計画 変更 閣議決定
- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」閣議決定
- R1(2019) 9月7日 房総半島台風(台風第15号)
- 10月10日 東日本台風(台風第19号)
- R2(2020) 7月3日 7月豪雨 ※新型コロナウイルス感染症の影響下での災害対応
- 12月11日 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」閣議決定
- 12月～R3.1月 大雪による災害 ※関越自動車道、北陸自動車道の車両滞留
- R3(2021) 7月 7月1日からの大雨 ※伊豆諸島等で線状降水帯が発生
- 8月 8月11日からの大雨 ※九州北部地方等で線状降水帯が発生

1. 国土強靱化の枠組みについて

(2) 国土強靱化に関する計画等の体系

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

(議員立法 H25.12.4成立、H25.12.11公布・施行)

国土強靱化基本計画

(H26.6.3 閣議決定 H30.12.14変更)

防災・減災、国土強靱化のための
3か年緊急対策

(H30.12.14 閣議決定)

平成30年度～令和2年度の3年間】

防災・減災、国土強靱化のための
5か年加速化対策

(R2.12.11 閣議決定)

【令和3年度～令和7年度の5年間】

国土強靱化地域計画

(都道府県・市町村が策定)

国土強靱化年次計画

(毎年度 国土強靱化推進本部決定)

<該当ページ>

- **基本計画** …P.3～13
- **地域計画** …P.14～17
- **年次計画** …P.18～20
- **3か年緊急対策** …P.21～23
- **5か年加速化対策** …P.21, 24～27

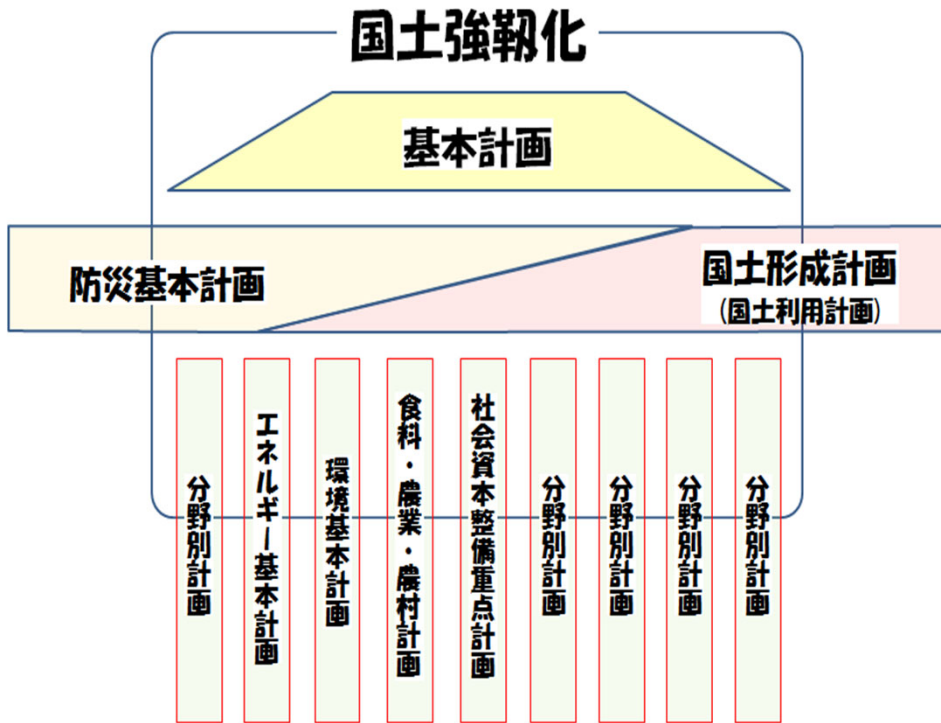
1. 国土強靱化の枠組みについて

(3) ① 国土強靱化基本計画の位置付け(国の他の計画との関係)

○国土強靱化基本計画は、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきもの(アンブレラ計画)

○この指針の下で国の他の計画等が推進されることを通じて、国土強靱化が総合的かつ計画的に推進。

【アンブレラ計画のイメージ】



防災基本計画(R3.5.25中央防災会議決定、一部修正)

○第1編第4章第2節 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

・国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取り組みの更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、**国土強靱化基本計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。**(中略)。国土強靱化基本法第11条においては、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、**国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、**

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第6次エネルギー基本計画(R3.10.22閣議決定)

○2(2)③自然災害の頻発・激甚化やサイバー攻撃など、エネルギーの安定供給を脅かすリスクの増大

・2018年の北海道胆振東部地震における**北海道全域の停電(ブラックアウト)**や**2019年の台風第15号・台風第19号における長期間の停電発生**など、ここ数年、自然災害の頻発・激甚化に伴うエネルギー供給への支障が生じており、災害時のエネルギー安定供給や早期復旧の体制構築の重要性が増している。(中略)。こうした課題に対応するために、**リスクシナリオの抽出・分析を行うとともに、エネルギーシステムの強靱化を総合的に進めることが必要となっている。**

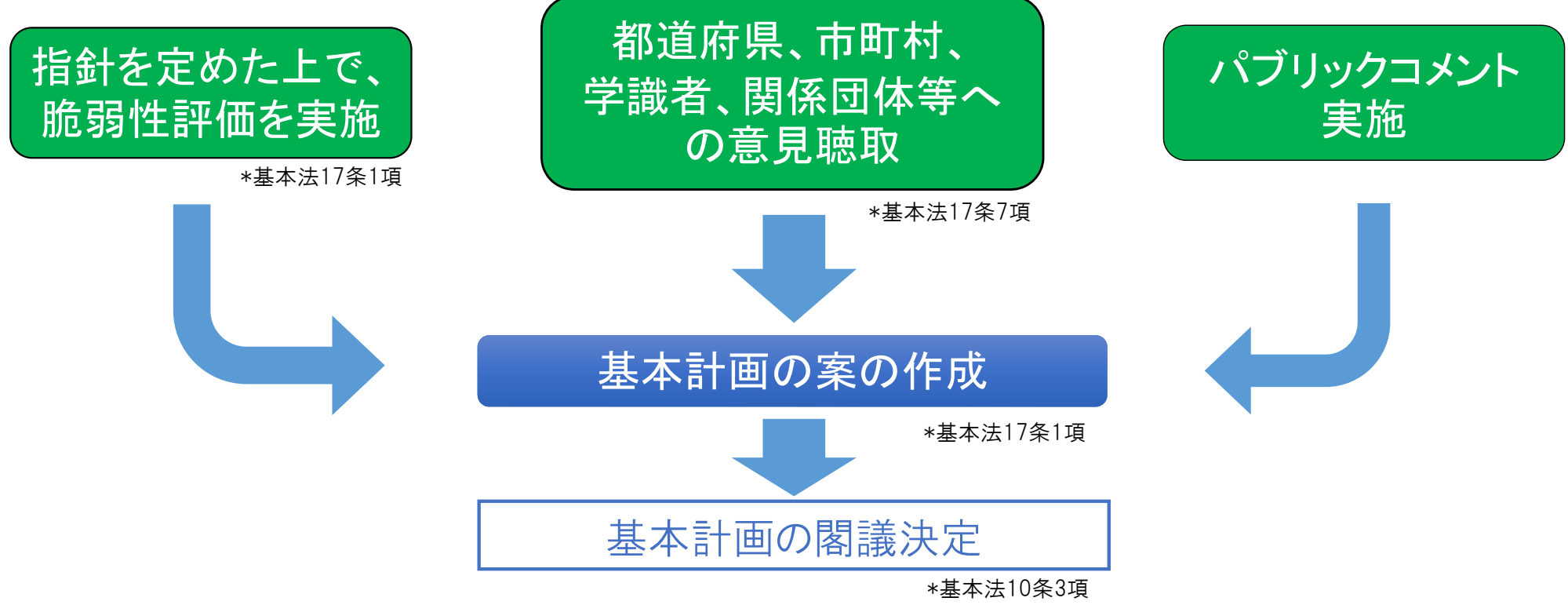
1. 国土強靱化の枠組みについて

(3) ② 国土強靱化基本計画の変更手続き

○基本計画の見直しは、現行の基本計画第4章2で概ね5年ごとに見直すこととしており(前回変更ペースの場合、次回は令和5年度)、変更に関する基本法での条文は以下のとおり。

- ①第17条第1項…国土強靱化推進本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。
- ②第17条第7項…本部は国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。
- ③第10条第3項…内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

■ 現行の基本計画変更の際の進め方



1. 国土強靱化の枠組みについて

(3) ③ 現行の国土強靱化基本計画の概要

● 国土強靱化基本計画について

- 現状の国土・経済社会システムの脆弱性とそれに対する施策の脆弱性の総合的な分析・評価を踏まえ、施策の分野ごとに施策の策定に係る基本的な指針(推進方針)を定めた計画
- 国土強靱化基本法に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる(アンブレラ計画)

● 国土強靱化の基本的考え方(第1章)

- 国土強靱化の**基本目標**として、以下4つを設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、配慮すべき事項に留意しつつ、PDCAサイクルを徹底させ、国土強靱化の取組を進めていく
- ①人命の保護
- ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

● 脆弱性評価(第2章) (H30.8「脆弱性評価の結果」の概要)

- 本計画を策定するにあたって脆弱性評価を実施
- ・4つの基本目標の達成のために、「**8つの事前に備えるべき目標**」及びその妨げとなる「**45の起きてはならない最悪の事態**」を設定し、**12の個別施策分野・5の横断的分野**も設定

【個別施策分野】

- | | | | |
|---------------------|---------|---------------|--------|
| 1.行政機能/警察・消防等/防災教育等 | 2.住宅・都市 | | |
| 3.保健医療・福祉 | 4.エネルギー | 5.金融 | 6.情報通信 |
| 7.産業構造 | 8.交通・物流 | 9.農林水産 | |
| 10.国土保全 | 11.環境 | 12.土地利用(国土利用) | |

【横断的分野】

- | | | |
|----------------|--------|--------|
| A.リスクコミュニケーション | B.人材育成 | C.官民連携 |
| D.老朽化対策 | E.研究開発 | |

● 国土強靱化の推進方針(第3章)

- 12の個別施策分野及び5の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定(7頁参照)**
- 主管府省庁を明確にし、関係者間での施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮

● 計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 社会情勢の変化や施策の推進状況等を考慮し、**おおむね5年ごとに計画内容の見直し**を行う。
- 45プログラムの推進計画(推進方針、定量的指標)、45プログラム推進のための主要施策を**年次計画として推進本部がとりまとめ**。これに基づき各般の施策を実施し、毎年度、施策の進捗状況を把握。
- 45プログラムのうち、施策の進捗状況、社会情勢等を踏まえ、**重点的に取り組むべき15のプログラム及び5の関連が強いプログラムを選定**。これらの中で、特に緊急に実施すべき施策については、**達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を定めて、速やかに実施するものとする**。
- 国土強靱化を実効性あるものとするため、**地方公共団体において地域計画を策定(国は策定を支援)**

※プログラム…国土強靱化基本計画で定められた「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群

1. 国土強靱化の枠組みについて

(3) ④ 国土強靱化基本法と国土強靱化基本計画の関係

国土強靱化基本法 (H25年法律第95号)

第10条第1項

政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、…国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化基本計画」という。)を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

第10条第2項

国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野 ①

二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針 ②

三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 ③

国土強靱化基本計画 (H26.6.3 閣議決定 H30.12.14変更)

① 第3章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策の分野

(個別施策分野)12分野

- ①行政機能／警察・消防等／防災教育等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤金融、⑥情報通信、⑦産業構造、⑧交通・物流、⑨農林水産、⑩国土保全、⑪環境、⑫土地利用(国土利用)

(横断的分野)5分野

- A)リスクコミュニケーション、B)人材育成、C)官民連携、D)老朽化対策、E)研究開発

② 第3章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

1で設定した17の施策分野ごとの推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)を記載。

③ 第1章 国土強靱化の基本的考え方

3 基本的な進め方 ~PDCA サイクルの徹底~

4 特に配慮すべき事項

- (1)総合的・長期的な視点による国土及び経済社会システムの構築
- (2)官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- (3)地方公共団体等における体制の構築 等

第4章 計画の不断の見直し

2 基本計画の不断の見直し

3 プログラムの推進と重点化

- (1)毎年度の年次計画の策定とPDCA サイクル
- (2)課題解決のための調査検討

1. 国土強靱化の枠組みについて

(3) ⑤ 国土強靱化基本計画の推進方針の例

■ 国土強靱化基本計画

第3章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (個別施策分野)

(3) 保健医療・福祉

- 医療・福祉施設の耐震化を促進するとともに、災害時における医療・福祉機能を支えるため、情報通信及び非常電源設備の確保、水・食糧・燃料等の備蓄など多様な水源・エネルギー源の活用等を進める。
 - 大規模自然災害発生時に医療資源が絶対的に不足する事態を回避するため、府省庁横断的に輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた具体の検討を行い、医療資源の供給体制を確立する。
- その他、災害派遣医療チーム(DMAT)の能力の維持・向上、災害対応機能の高度化 等

(7) 産業構造

- 製造ラインなどの内部設備を含む産業設備の耐災害性の向上のための取組を促進する。また、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギー供給、工業用水道等の災害対応力を強化する。加えて災害リスクが高いエリアを踏まえた工場・事業所等の分散・移転など代替性を確立する方策の検討を促進し、災害に強い産業構造を構築する。
 - ハード対策と並行し、BCP/BCMの実効性の確保・定着に向け、事業継続の仕組み及び能力を評価する枠組み作りや、継続的な教育・訓練等を通じた企業内の人材確保・育成、特に経営者への普及・啓発に努めるとともに、PDCAサイクル等によりBCP/BCMの改善を図る。
- その他、非常用電源設備の確保、企業の本社機能等の地方移転・拡充の支援 等

1. 国土強靱化の枠組みについて

(3)⑥国土強靱化基本法と脆弱性評価の関係

国土強靱化基本法 (H25年法律第95号)

国土強靱化基本計画 (H26.6.3 閣議決定 H30.12.14変更)

脆弱性評価結果 (H30.8.6推進本部報告)

第17条第1項
国土強靱化推進本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

第17条第3項～第6項
3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。①

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。②

6 本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。③

①第2章 脆弱性評価
1 評価の枠組み及び手順 (3)目標と起きてはならない最悪の事態
8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」を設定。(9頁、10頁参照)

②第2章 脆弱性評価
1 評価の枠組み及び手順 (2)施策分野
(個別施策分野)行政機能／警察・消防等／防災教育等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境及び土地利用(国土利用)の12分野を設定。
(横断的分野)リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策及び研究開発の5分野を設定。

③第4章 計画の推進と不断の見直し
2 評価結果のポイント
最悪の事態ごと及び施策分野ごとの評価結果を整理。
3 プログラムの推進と重点化 (3)プログラムの重点化
プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点に加え、施策の進捗、社会情勢の変化等も踏まえ、15の重点化すべきプログラムを選定。また、重点化すべきプログラムと関連が強いとされたプログラムについても、その重要性に鑑み、取組の推進。
・住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 等(10頁参照)

1. 国土強靱化の枠組みについて

(3) ⑦⑧つの事前に備えるべき目標

○8つの事前に備えるべき目標は、4つの基本目標に対して大規模自然災害を想定し、具体化したもの

基本目標	事前に備えるべき目標	
Ⅰ. 人命の保護が最大限図られる	1	直接死を最大限防ぐ
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
Ⅱ. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3	必要不可欠な行政機能は確保する
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
Ⅲ. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5	経済活動を機能不全に陥らせない
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
Ⅳ. 迅速な復旧復興	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

1. 国土強靱化の枠組みについて

(3) ⑧45の起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標(カテゴリー)

起きてはならない最悪の事態

1. 直接死を最大限防ぐ。

- 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
- 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
- 1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
- 1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

- 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
- 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

3. 必要不可欠な行政機能は確保する。

- 3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
- 3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全
- 3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

- 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
- 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5. 経済活動を機能不全に陥らせない。

- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
- 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
- 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

事前に備えるべき目標(カテゴリー)

起きてはならない最悪の事態

- 5 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
- 5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
- 5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
- 5-8 食料等の安定供給の停滞
- 5-9 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

- 6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
- 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
- 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
- 6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
- 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

- 7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
- 7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
- 7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
- 7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
- 7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
- 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
- 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
- 8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

※ は、重点プログラム(15) は、重点プログラムと関連が強いプログラム(5)

1. 国土強靱化の枠組みについて

(3) ⑨ 推進方針策定の流れ

① 事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態の設定し、**最悪の事態ごとに**国土強靱化を推進する上で必要となる事項を整理

目標(現行8)	最悪の事態(現行45)
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1)住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 ...
	1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 ...
	2-1)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 (施策例) ○水道施設の耐震化の推進 ○災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援 ○官民が連携した物資調達の仕組みの構築 ○応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進 ○雨水・再生水等の水資源の有効利用等 ...
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 ...
	...
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 ...
	5-5)太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 ...
	...
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1)地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生 ...
	7-6)農地・森林等の被害による国土の荒廃 ...

② 最悪の事態ごとの課題を集約し、**施策分野ごとに**再整理

個別施策分野(現行12)
1. 行政機能／警察・消防／防災教育等
2. 住宅・都市 ○水道施設の耐震化の推進
3. 保健医療・福祉
4. エネルギー ○災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援
5. 金融
6. 情報通信
7. 産業構造
8. 交通・物流 ○官民が連携した物資調達の仕組みの構築
9. 農林水産 ○応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進
10. 国土保全 ○雨水・再生水等の水資源の有効利用等
11. 環境
12. 土地利用(国土利用)
横断的分野(現行5)
A. リスクコミュニケーション
B. 人材育成
C. 官民連携 ○官民が連携した物資調達の仕組みの構築
D. 老朽化対策 ○水道施設の耐震化の推進
E. 研究開発

1. 国土強靱化の枠組みについて

(3) ⑩ 現行の国土強靱化基本計画 第2章・第3章：脆弱性評価・推進方針の概要

- 脆弱性評価をフローチャート評価とKPI分析に基づき実施した上で、国土強靱化を推進する上で必要となる事項を整理。
- その結果を踏まえ、国土強靱化基本計画において、推進方針を策定。

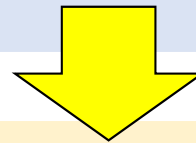
■脆弱性評価から基本計画における推進方針策定までの流れ

☆起きてはならない最悪の事態に至るプロセスの分析 フローチャート分析

- 最悪の事態ごとに、フローチャートを用いて、大規模自然災害の発生から最悪の事態が起こりうるプロセスを論理的に分析・表現し、プロセスを断ち切る施策を位置付け。
→現状改善のための課題、導入すべき施策について分析・整理。

☆施策の評価 KPI評価

- 最悪の事態ごとに、施策の進捗状況等を、可能な限り定量的な分析を加えて評価。
→今後の必要となる推進方針を整理。



☆国土強靱化を推進する上で必要となる事項を整理し、国土強靱化基本計画において、 施策分野ごとに推進方針を策定

- 脆弱性評価の結果を踏まえ、主管する府省庁を明確にした上で、施策の分野ごとに施策の策定に係る基本的な指針を示す。

1. 国土強靱化の枠組みについて

(3) ⑪ 現行の国土強靱化基本計画 第2章・第3章：脆弱性評価・推進方針の概要

■ 推進方針策定までの例（最悪の事態7-6「農地・森林等の被害による国土の荒廃」、個別施策分野「農林水産分野」について）

☆ 起きてはならない最悪の事態に至るプロセスの分析

フローチャート分析

本フローチャートに位置付けた施策
116施策(重複あり)

- ハード対策
 - 地方創生の深化のための基盤整備 等
- ソフト対策
 - 農地の浸水リスクに関する情報の共有・可視化 等

フローチャート分析による導出例

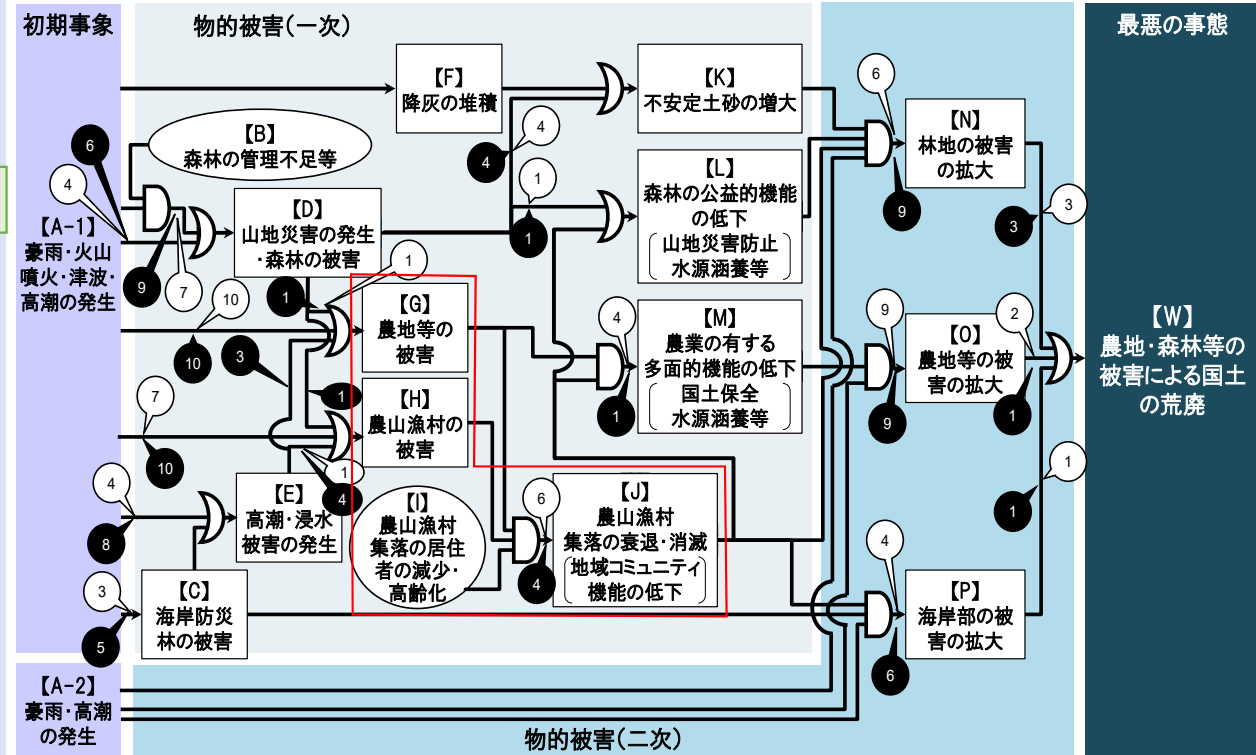
○ 地方創生の推進、農林水産業の振興による農山漁村の活性化が重要である。
 < 関連施策 >
 ・ 地方創生の深化のための基盤整備
 ・ 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全 等

☆ 施策の評価 KPI評価

・ 農村が有する地域資源の活用を通じた農村の集落機能の維持や地域資源の保全に向けた地域主体の取組を支援することで、都市農村交流を推進した。

集落活動を通じた都市と農山漁村の交流人口の達成率 87%(H28)

「(7-6)農地・森林等の被害による国土の荒廃」のフローチャート



☆ 国土強靱化を推進する上で必要となる事項を整理し、施策分野ごとに推進方針を策定

○ 人口の減少や高齢化等により、地域の共同活動等による農地・農業水利施設、森林等の保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による地域資源の保全管理を進めつつ、災害時には自立的な防災・復旧活動の機能を最大限活用できるよう体制整備を推進する。また、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

1. 国土強靱化の枠組みについて

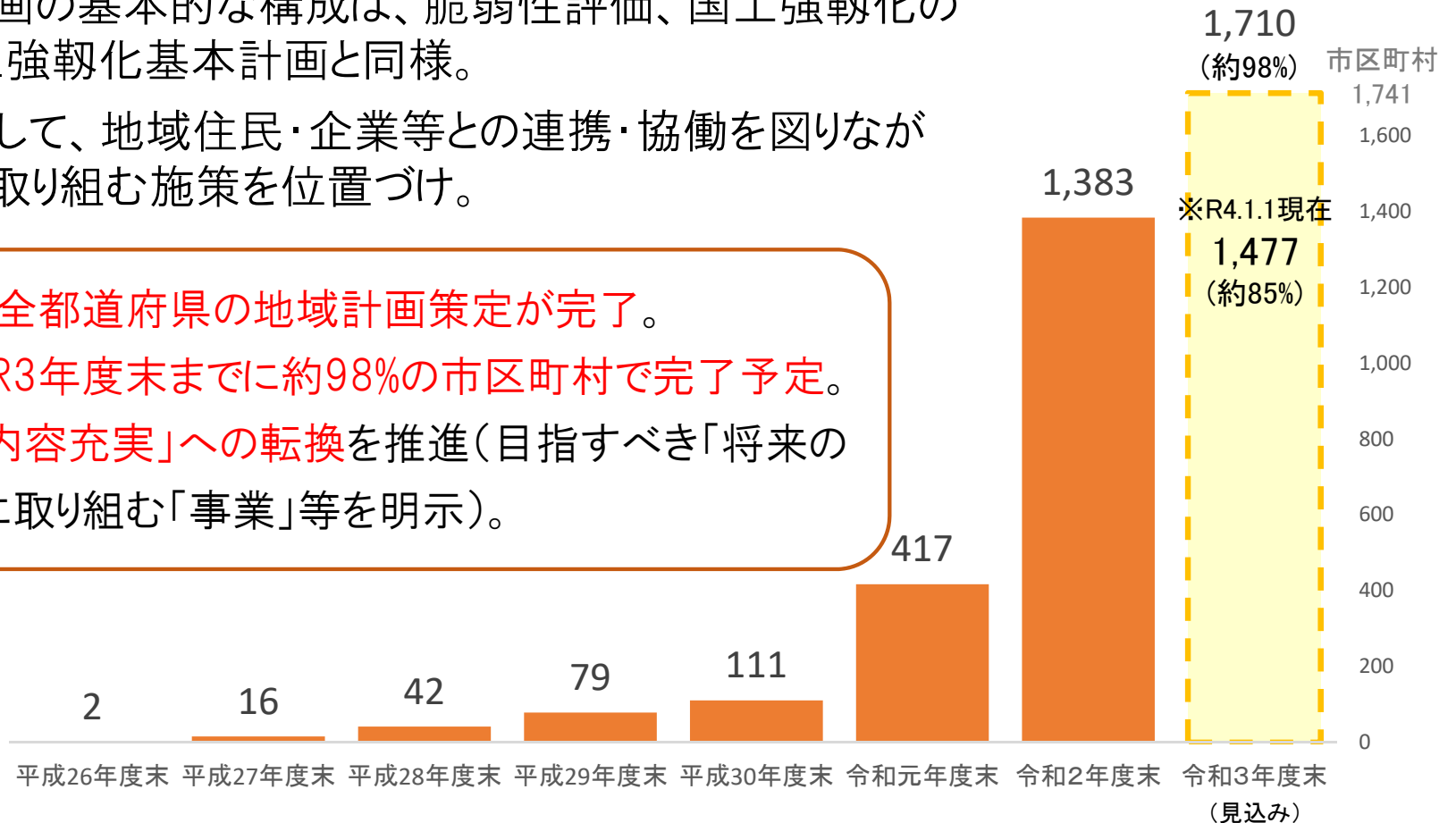
(4) ① 国土強靱化地域計画の概要

■ 国土強靱化地域計画の概要

○ 国土強靱化地域計画は、都道府県・市町村が定める、当該自治体の区域における国土強靱化施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靱化に関して当該自治体が定める他の計画等の指針となるもの。(基本法第13条)

- ・ 国土強靱化地域計画の基本的な構成は、脆弱性評価、国土強靱化の推進方針など、国土強靱化基本計画と同様。
- ・ 地域に即した計画として、地域住民・企業等との連携・協働を図りながら、強靱化のために取り組む施策を位置づけ。

・ 平成30年度までに、全都道府県の地域計画策定が完了。
市町村については、R3年度末までに約98%の市区町村で完了予定。
・ 今後は「策定」から「内容充実」への転換を推進(目指すべき「将来の地域の姿」、具体的に取り組む「事業」等を明示)。



【策定済市区町村数の推移と見込み(令和4年1月1日現在)】

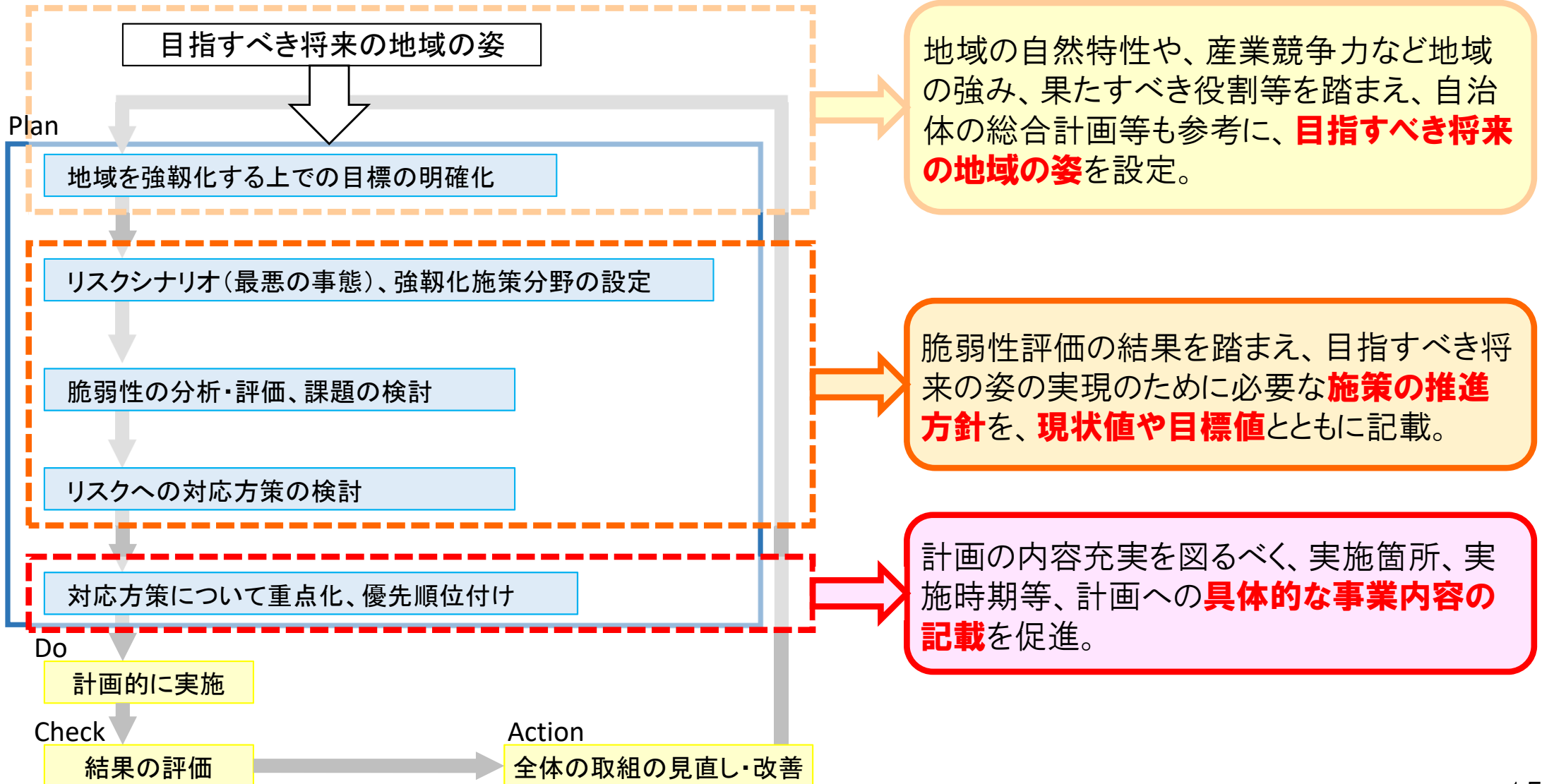
1. 国土強靱化の枠組みについて

(4)② 国土強靱化地域計画策定ガイドラインの概要

○ 「国土強靱化地域計画」の策定を促進するため、ガイドラインを整備し、主な記載項目を設定。

■ 国土強靱化地域計画の策定・推進の基本的な進め方

■ 国土強靱化地域計画に記載する主な記載項目



1. 国土強靱化の枠組みについて

(4) ③ 国土強靱化地域計画の策定事例

○ ガイドラインを参考に各自治体で以下のような地域計画を策定。

■ 目指すべき将来の地域の姿

- 想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靱化の取組みを強化
 - ▶ 気候変動の影響による豪雨災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、今後も強靱化の取組みを緩めることなく強化
- 自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ
 - ▶ 県民の命を守り、命をつないでいくため、ハード面での防災対策を加速していくことに加え、「自助」、「共助」の底上げを図る
- 「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る
- 日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献

■ 施策の推進方針

起きてはならない最悪の事態	大規模風水害による市街地等の浸水	1-3																								
個別の事態	治水施設等が機能しない	1-3-1																								
対策	治水施設等の整備																									
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「川水系河川整備計画」や「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川堤防、樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に促進するとともに、樋門、ダム等の河川構造物の適切な維持管理や計画的な長寿命化対策を促進する。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2"><現 状> (H27年度)</td> <td colspan="2"><目標値> (H33年度)</td> </tr> <tr> <td>■川堤防整備率</td> <td>国 76%・県 29%</td> <td>■川堤防整備率</td> <td>国 81%・県 50%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高潮・波浪等による被害の拡大防止に向けて、海岸保全基本計画に基づき海岸整備や既存施設の機能保全・強化を促進する。 ○ 雨水ポンプ場等の排水施設の整備や既存施設の適正な維持管理・耐震化を進めるとともに、■川減災対策計画に基づき、内水による浸水被害の軽減を図る取組を行う。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2"><現 状> (H27年度)</td> <td colspan="2"><目標値> (H33年度)</td> </tr> <tr> <td>下水道による雨水整備率</td> <td>20%</td> <td>下水道による雨水整備率</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>下水道施設長寿命化計画</td> <td>■処理センター</td> <td>ストックマネジメント計画</td> <td>下水道施設全体</td> </tr> <tr> <td>ポンプ排水業務委託箇所数</td> <td>5地区</td> <td>ポンプ排水業務委託箇所数</td> <td>7地区</td> </tr> </table>		<現 状> (H27年度)		<目標値> (H33年度)		■川堤防整備率	国 76%・県 29%	■川堤防整備率	国 81%・県 50%	<現 状> (H27年度)		<目標値> (H33年度)		下水道による雨水整備率	20%	下水道による雨水整備率	20%	下水道施設長寿命化計画	■処理センター	ストックマネジメント計画	下水道施設全体	ポンプ排水業務委託箇所数	5地区	ポンプ排水業務委託箇所数	7地区
<現 状> (H27年度)		<目標値> (H33年度)																								
■川堤防整備率	国 76%・県 29%	■川堤防整備率	国 81%・県 50%																							
<現 状> (H27年度)		<目標値> (H33年度)																								
下水道による雨水整備率	20%	下水道による雨水整備率	20%																							
下水道施設長寿命化計画	■処理センター	ストックマネジメント計画	下水道施設全体																							
ポンプ排水業務委託箇所数	5地区	ポンプ排水業務委託箇所数	7地区																							

■ 具体的な事業内容の記載

リスクシナリオ番号	施策	再掲	事業名等	交付金・補助金名称等	事業期間	総事業費(億円)	備考	担当課
⑤	幹線道路にアクセスする県道・町道の整備		町道■■■■線 法面对策事業	防災・安全交付金 (道路事業)	H30~R3	2.7		建設課
			町道■■■■線 法面对策事業	防災・安全交付金 (道路事業)	R4~R5	0.5		建設課
			町道■■■■線 法面对策事業	防災・安全交付金 (道路事業)	R5~R7	0.8		建設課
			町道■■■■線 舗装修繕事業	防災・安全交付金 (道路事業)	H29~R5	2.1	(参照)■■■■ 個別施設計画「舗装」	建設課
			町道■■■■線 道路改良工事	社会資本整備総合交付金 (道路事業)	H31~R5	2.5		建設課
			町道■■■■線 道路改良事業	社会資本整備総合交付金 (道路事業)	R2~R5	1.5		建設課

1. 国土強靱化の枠組みについて

(4) ④ 国土強靱化地域計画の内容充実の促進

○ ガイドラインに示す内容が充分記載されていない地域計画も多いことから、交付金・補助金の重点化等の対象を見直し、**計画の「策定」から「内容充実」へと支援を転換。**

【第1フェーズ(～R3)】地域計画の**策定**への支援・促進

- ・ 57の交付金・補助金において「重点化」「一定程度配慮」の支援を実施。
- ・ R4.1.1現在、1,477市区町村(約85%)で計画策定済。R3年度末までに1,710市区町村(約98%)で策定完了予定。

↓ 地域計画の「策定」から「内容充実」へと支援を転換

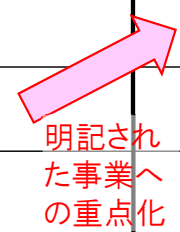
【第2フェーズ(R4～)】地域計画の**内容充実**への支援・促進

- 関係府省庁の交付金・補助金を、地域計画に事業実施箇所等が具体的に明記された事業に「重点化」
- ・ 地域の強靱化は企業・住民等との連携が不可欠。企業・住民等の強靱化への理解、主体的な自助・共助の取組の促進には、地域の目指す将来像とともに、その達成に必要な取組を具体的に明示することが重要。
 - ・ R4年度は、18の交付金等で地域計画に明記された事業への重点化を実施。

- ※ 関係府省庁(地方支分部局を含む)は、地域計画の検討や計画に基づく取組を行う地方公共団体に対し十分連携し、協力。
- ※ 計画未策定市区町村を含め、実効性ある計画策定に向けた出前講座や地域計画策定ガイドラインの周知等を引き続き実施。

【交付金・補助金の重点化等の対応状況】

		令和3年度	令和4年度
重点化	地域計画に実施箇所等が具体的に明記された事業を対象	6	18(+12)
	地域計画に基づく施策を対象	26	18(-8)
交付の判断にあたり一定程度配慮		25	22(-3)



注) 1補助金の創設により、合計が57(R3)から58(R4)となっている。

1. 国土強靱化の枠組みについて

(5) ① 国土強靱化年次計画の概要

■ 国土強靱化年次計画について

- 国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）の第4章3（1）に基づき、毎年6月頃策定（国土強靱化推進本部決定）。
- 定量的な指標を用いて国土強靱化施策の進捗管理を行うとともに、プログラム推進のために当該年次に取り組むべき主要施策等を取りまとめたもの。

■ 主な記載内容

● 当該年度の国土強靱化の取組について（第1章）

- ・ 当該年度における国土強靱化基本計画に基づく取組全般の推進に当たって必要な事項について整理。

● 各プログラムの推進方針、主要施策、重要業績指標等（第2章）

前年度の年次計画策定以降の施策の進捗や、発生した災害において新たに判明した教訓、社会情勢の変化等を踏まえ、

- ・ 当該年度に実施すべき事項も含めて、施策を一覧にとりまとめ。
- ・ 各プログラム及び施策の進捗管理のため、重要業績指標（KPI）を設定。
- ・ 上記をふまえ、当該年度における45の各プログラムの推進方針及び主要施策について整理。

● その他主な記載事項（年次計画2021の場合）

- ・ 第3章「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施結果
- ・ 第4章「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の進捗管理

※プログラム…国土強靱化基本計画で定められた「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群 18

1. 国土強靱化の枠組みについて

(5) ② 国土強靱化年次計画2021第1章の概要

年次計画は、「国土強靱化基本計画」に基づき、45のプログラムごとに当該年度に取り組むべき主要施策等を取りまとめるとともに、定量的な指標により進捗を管理し、PDCAサイクルにより施策の着実な推進を図るもの。

国土強靱化年次計画2021第1章概要

(1) 5か年加速化対策の推進

■ 近年、気象災害は激甚化・頻発化しており、大規模地震の発生も切迫。国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、国土強靱化基本計画に基づく取組の推進を図ることを基本としつつ、**国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとし、中長期の目標を定め、重点的かつ集中的に実施して、目標達成年次を前倒し。**

■ **3分野123の対策について、取組の更なる加速化・深化を図る。**

(風水害や大規模地震等への対応)

- ・河川整備に加えダム等の事前放流や浸水被害軽減のための防災まちづくりなどハード・ソフト一体となった**流域治水対策**
- ・港湾における**津波対策**、地震時等に著しく危険な**密集市街地対策**、**災害に強い市街地形成対策**
- ・災害に強い国土幹線道路ネットワーク機能の確保のための**高規格道路のミッシングリンク解消** 等

(インフラ老朽化対策)

- ・道路施設や学校施設など**インフラ施設等の耐震・津波対策、老朽化対策** 等

(デジタル化等の推進)

- ・集中豪雨等の観測体制の強化・予測精度の向上、ロボット・ドローン技術の活用、スマートフォンを通じた避難に関する情報等の提供、被災状況収集を行う防災チャットボットの社会実装を加速など、**災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化** 等

■ **省庁連携**を通じ、効率的に実施。(流域治水対策、連携型インフラデータプラットフォームの構築等)

(2) 地域の強靱化の推進

■ 地域計画は、**全都道府県及び1,398市町村(約80%)で策定が完了し大きく進展。**(令和3年5月1日時点)

■ 5か年加速化対策の中長期の目標や対策を各地域の計画に落とし込み、**目指すべき地域の将来の姿を示すなど、内容を充実。**地域計画に基づく取組の促進・支援を重点的に実施。(令和4年度以降、内容充実した地域計画に基づく取組に対する予算の重点化を推進)

■ 災害のおおそのれ状況に応じて、市町村が**応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制の構築**を促進。

(3) 広報・普及啓発活動の推進

■ 国民一人一人に対して、**事前防災の必要性やその効果等も含め理解・関心を高めるため**、関係者が連携し、**広報・普及啓発の対象者を明確にして、戦略的に実施。**年内を目途に**国土強靱化広報・普及啓発活動戦略(仮称)**を取りまとめ。

(4) 戦略的政策課題、防災・減災、国土強靱化新時代の実現のためのWG提言、令和2年度災害教訓を踏まえた取組

■ 風土・自然条件に適う国土強靱化:**グリーンインフラ、災害リスクを踏まえた土地利用**を推進。人とコミュニティのレジリエンス:**多様な主体の力の活用等**を推進。

■ **事前防災・複合災害WG、デジタル・防災技術WG未来構想・社会実装チーム、防災教育・周知啓発WG防災教育・災害ボランティアチーム**の提言を反映。

■ 令和2年度に発生した**7月豪雨(新型コロナの影響下での災害対応)、大雪による災害**を通じた経験、検討で得られた成果等を踏まえ、必要な施策を推進。

1. 国土強靱化の枠組みについて

(5) ③ 国土強靱化年次計画2021第2章の概要

○年次計画では、基本計画中の施策の推進方針について、当該年度に取り組む具体的な施策内容や定量的指標を用いた進捗管理を実施。

■ 国土強靱化基本計画 第3章 国土強靱化の推進方針

(3) 保健医療・福祉

○医療・福祉施設の耐震化を促進するとともに、災害時における医療・福祉機能を支えるため、情報通信及び非常電源設備の確保、水・食糧・燃料等の備蓄など多様な水源・エネルギー源の活用等を進める。

—現在の水準を示す指標—
全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 89% (H29)

(7) 産業構造

○製造ラインなどの内部設備を含む産業設備の耐災害性の向上のための取組を促進する。また、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギー供給、工業用水道等の災害対応力を強化する。加えて災害リスクが高いエリアを踏まえた工場・事業所等の分散・移転など代替性を確立する方策の検討を促進し、災害に強い産業構造を構築する。

—現在の水準を示す指標—
「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率 39% (H29)

■ 国土強靱化年次計画2021 第2章 各プログラムの推進方針、主要施策、重要業績指標等

施策名称	令和3年度に実施すべき事項
医療施設の耐震化	災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関等の耐震整備に対する支援を行う。 災害拠点病院及び救命救急センター等の耐震化未了施設の解消を図る。また、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る。

—重要業績指標 (KPI)—
全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率： 現在水準 92.4%(R1)
⇒ 将来目標 95% (R5)

施策名称	令和3年度に実施すべき事項
指針に基づく更新計画及びBCP策定による工業用水道強靱化の推進	ブロック会議等を通じて、計画策定及び事業の実施、BCPの策定を促すとともに、計画作成及びその計画に基づき事業を実施している事業者並びにBCPを策定している事業者の情報(事業者名の公表等)を、工業用水道事業者全体で共有することで、更なる計画策定率及びBCP策定率の向上を促す。

—重要業績指標 (KPI)—
「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率： 現在水準 75% (R2) ⇒ 将来目標 100% (R5)

1. 国土強靱化の枠組みについて

(6) 3か年緊急対策と5か年加速化対策の概要

3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定)

- 平成30年に発生した西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震等による被害を踏まえ「重要インフラの緊急点検」を実施。
- 点検結果を踏まえ、緊急に対策が必要な160項目について集中的に対策を実施
 - ・甚大な被害が生じる恐れがある河川における河道掘削、堤防強化、堤防かさあげ
 - ・学校施設等におけるブロック塀の安全対策
 - ・下流の家屋に被害を与える恐れがある防災重点ため池の改修
 - ・病院等における非常用自家発電設備の増設
 - ・空港における電源設備等の浸水対策
 - ・幹線道路等における道路法面、盛土対策

- 対策期間：平成30年度～令和2年度の3か年
- 事業規模：おおむね7兆円程度(事業費)

5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)

- 激甚化する風水害への対応、切迫する大規模地震等への対応や今後一斉に老朽化するインフラの維持管理・更新を踏まえ、以下の3分野について更なる加速化、深化
 - ・激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
 - ・予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速
 - ・国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進
- 重点的に取り組むべき123対策を定め中長期の目標を設定するとともに、5か年で加速化対策を重点的、集中的に実施
 - ・甚大な被害が生じる恐れがある河川における河道掘削、堤防強化、堤防かさあげ
 - ・高規格道路のミッシングリンク解消、4車線化
 - ・送電網の整備、強化、SS等の災害対応能力強化
 - ・河川管理施設、道路、港湾、鉄道、空港の老朽化対策
 - ・学校施設の老朽化対策
 - ・連携型インフラデータプラットフォームの構築

- 対策期間：令和3年度～令和7年度の5か年
- 事業規模：おおむね15兆円程度(事業費)

1. 国土強靱化の枠組みについて

(7)①防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定)

■防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 概要

1. 基本的な考え方

- 本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、
 - ・防災のための重要インフラ等の機能維持
 - ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持
- 観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目

○財政投融資の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2)救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3)避難行動に必要な情報等の確保

おおむね3.5兆円程度

- おおむね2.8兆円程度
- おおむね0.5兆円程度
- おおむね0.2兆円程度

II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- (1)電力等エネルギー供給の確保
- (2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3)陸海空の交通ネットワークの確保
- (4)生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保

おおむね3.5兆円程度

- おおむね0.3兆円程度
- おおむね1.1兆円程度
- おおむね2.0兆円程度
- おおむね0.02兆円程度

(※1)
うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

(※2)
四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

3. 本対策の期間と達成目標

○期間:2018年度(平成30年度)~2020年度(令和2年度)の3年間

○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる22

1. 国土強靱化の枠組みについて

(7) ②防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施結果

(1) 実施結果(事業費ベース)

■ 全体でおおむね7兆円程度の事業規模(財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む)を目途としていたところ、現地状況の詳細確認等を精査の上、対策期間である令和2年度までに約6.9兆円を確保し、順調に進捗。

区分	事業規模 〈当初想定〉	事業規模 〈対策期間である 令和2年度時点〉
防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策	おおむね 7兆円	約6.9兆円
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	おおむね3.5兆円	約3.4兆円
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	おおむね2.8兆円	約2.8兆円
(2) 救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保	おおむね0.5兆円	約0.5兆円
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	おおむね0.2兆円	約0.1兆円
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	おおむね3.5兆円	約3.5兆円
(1) 電力等エネルギー供給の確保	おおむね0.3兆円	約0.3兆円
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	おおむね1.1兆円	約1.1兆円
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	おおむね2.0兆円	約2.0兆円
(4) 生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保	おおむね0.02兆円	約0.03兆円

※ 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

(2) 160項目の緊急対策の実施結果

■ 令和2年度までの予算により、所定の目標を達成した項目は141項目。新型コロナウイルス感染症拡大の影響や現場条件等による計画・工程の変更等により、一部に遅れがあるものの目標達成の目途がついている項目が12項目で、全体としては目標はおおむね達成したと評価。

令和2年度までの予算で目標を達成	141項目
令和3年度以降に目標達成の目途がついている(※1)	12項目
目標の達成に向けて検討が必要(※2)	7項目
対策全体	160項目

■ 地方自治体や民間施設設置者の財源確保、関係者との権利調整等の必要性が生じ、7項目については目標の達成に向けて検討が必要。これら項目については、関係省庁において目標の達成に向けて対応を検討し、早期に結論を得た上で、速やかに実施。

(3) 災害時に効果を発揮した事例等

- 〈大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化〉
 - ・河川における洪水時の危険性に関する緊急対策
 - ・内水浸水の危険性に関する緊急対策
 - ・学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策
- 〈救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保〉
 - ・災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策
- 〈電力等エネルギー供給の確保〉
 - ・高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策
- 〈食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保〉
 - ・農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策
- 〈陸海空の交通ネットワークの確保〉
 - ・道路法面・盛土等に関する緊急対策

※1 新型コロナウイルスの影響、関係する他の計画との調整、現場条件等による事業計画・工事工程の変更等により、一部完了していない箇所等があるが、実施割合が高く、完了の目途がつけられているもの

※2 施設設置者や地方自治体の財源確保や関係者との権利調整等の必要性が生じるなど、目標の達成に向けて検討を要するもの

1. 国土強靱化の枠組みについて

(8)①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)

■防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途（加速化・深化分）

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね 0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね15兆円程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間 24

1. 国土強靱化の枠組みについて

(8) ②5か年加速化対策の推進について

5か年加速化対策の推進

- 近年、気象災害は激甚化・頻発化しており、大規模地震の発生も切迫。国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、国土強靱化基本計画に基づく取組の推進を図ることを基本としつつ、**3分野123対策について、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとし、中長期の目標を定め、重点的かつ集中的に実施して、目標達成年次を前倒し。**
- 令和3年度補正予算において、**5か年加速化対策分として国費約1.5兆円が措置されており、いわゆる「16か月予算」の考え方により、当初予算と一体的に、必要・十分な予算を確保し、これまで以上に効果的かつ強力に国土強靱化の取組を推進。**

5か年加速化対策(加速化・深化分)の進捗状況

区 分	事業規模の目途 〈閣議決定時〉	〈1年目〉		〈2年目〉		累 計
		事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	
防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策(加速化・深化分)	おおむね15兆円程度 (うち国費はおおむね 7兆円台半ば)	約4.2兆円	約2.0兆円 [約1.7兆円]	約2.6兆円	約1.5兆円 [約1.3兆円]	事業規模 約6.8兆円 (うち国費 約3.5兆円)
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震 等への対策	おおむね12.3兆円程度	約3.5兆円	約1.5兆円	約2.0兆円	約1.1兆円	事業規模 約5.5兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向け た老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約0.7兆円	約0.4兆円	約0.5兆円	約0.3兆円	事業規模 約1.2兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進め るためのデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	事業規模 約0.1兆円

(注1) 事業規模には財政投融资によるものも含まれる。

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

1. 国土強靱化の枠組みについて
(8) ③5か年加速化対策に関する中長期目標

5か年加速化対策に関する中長期目標 【流域治水対策（河川）】

	対策名	対策の内容	中長期の目標	5年後の状況 (令和7年度)	府省庁名
1-1	流域治水対策 (河川)	気候変動による影響を踏まえた、河川における河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダム の事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等を実施する。	関係者と協働し、ハード・ソフト一体となり、戦後最大洪水や近年災害の洪水等に対応する事前防災対策を推進し、浸水被害を軽減する。 一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 現状：約65%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度頃 → 令和27年度頃 二級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率 現状：約62%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度頃 → 令和27年度頃	一級河川の整備率 達成目標：約73% 二級河川の整備率 達成目標：約71%	国土交通省

➤ 目標は123の個別対策毎に関係省庁において設定

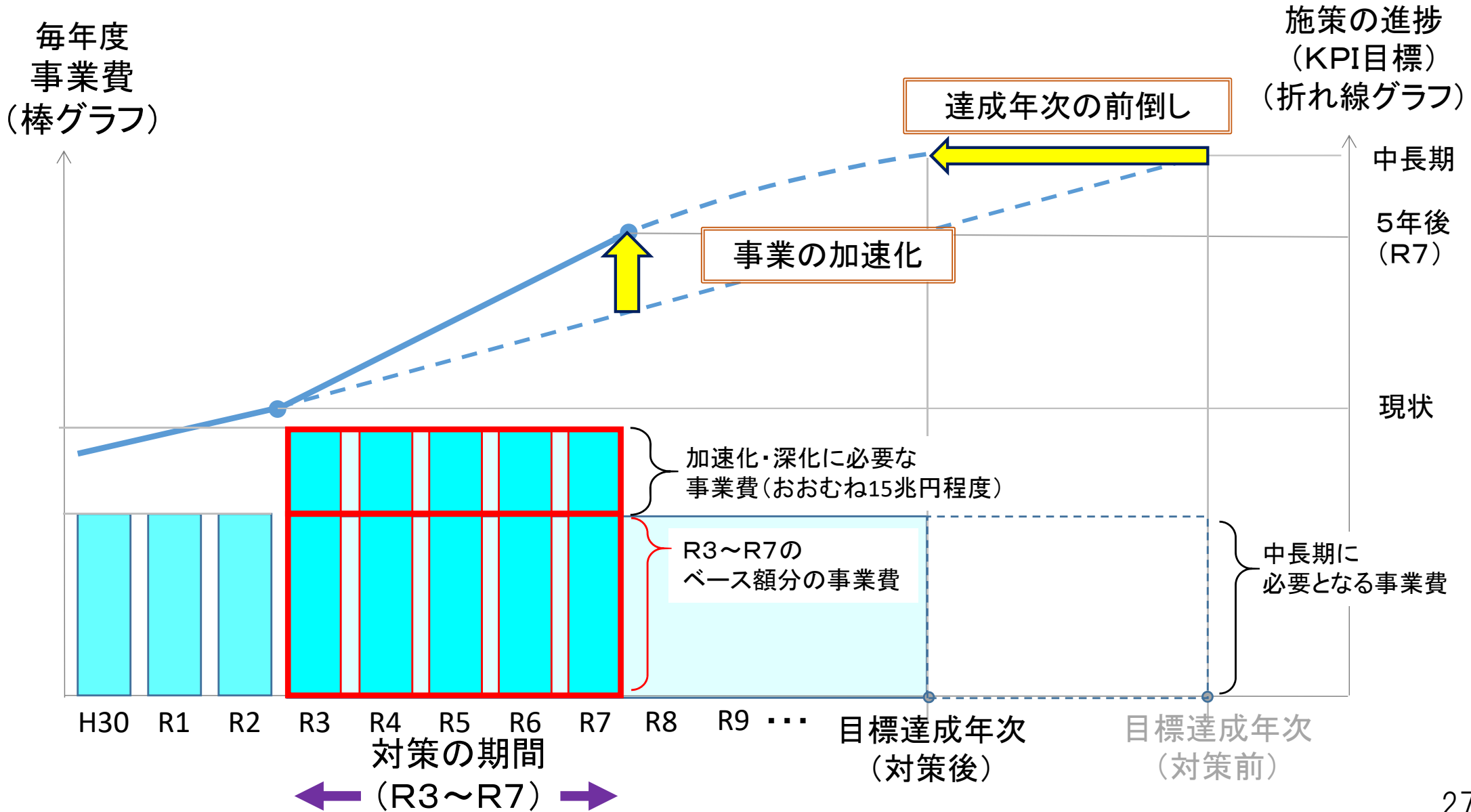
➤ 骨太の方針2020に基づき対策毎に具体的KPI（数値）目標（中長期の目標）を設定
➤ 5か年対策による事業の加速化の内容を明示

➤ 本対策の達成目標として5年後（令和7年度）の目標を明示

1. 国土強靱化の枠組みについて

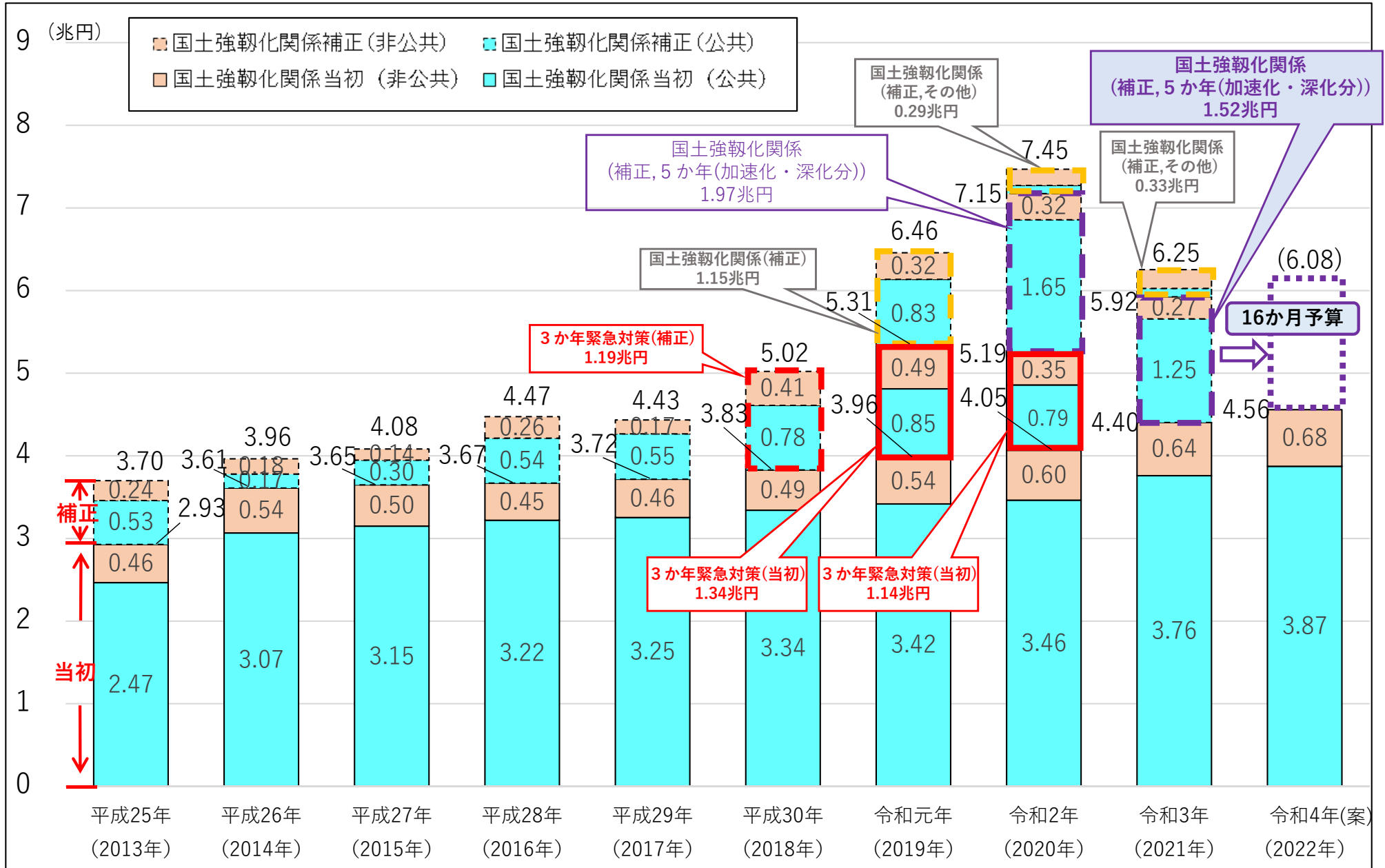
(8) ④5か年加速化対策による事業の加速化(イメージ)

○5か年加速化対策により事業を加速化し、対策毎に設定された中長期の目標について、目標達成年次の前倒し等を実現。



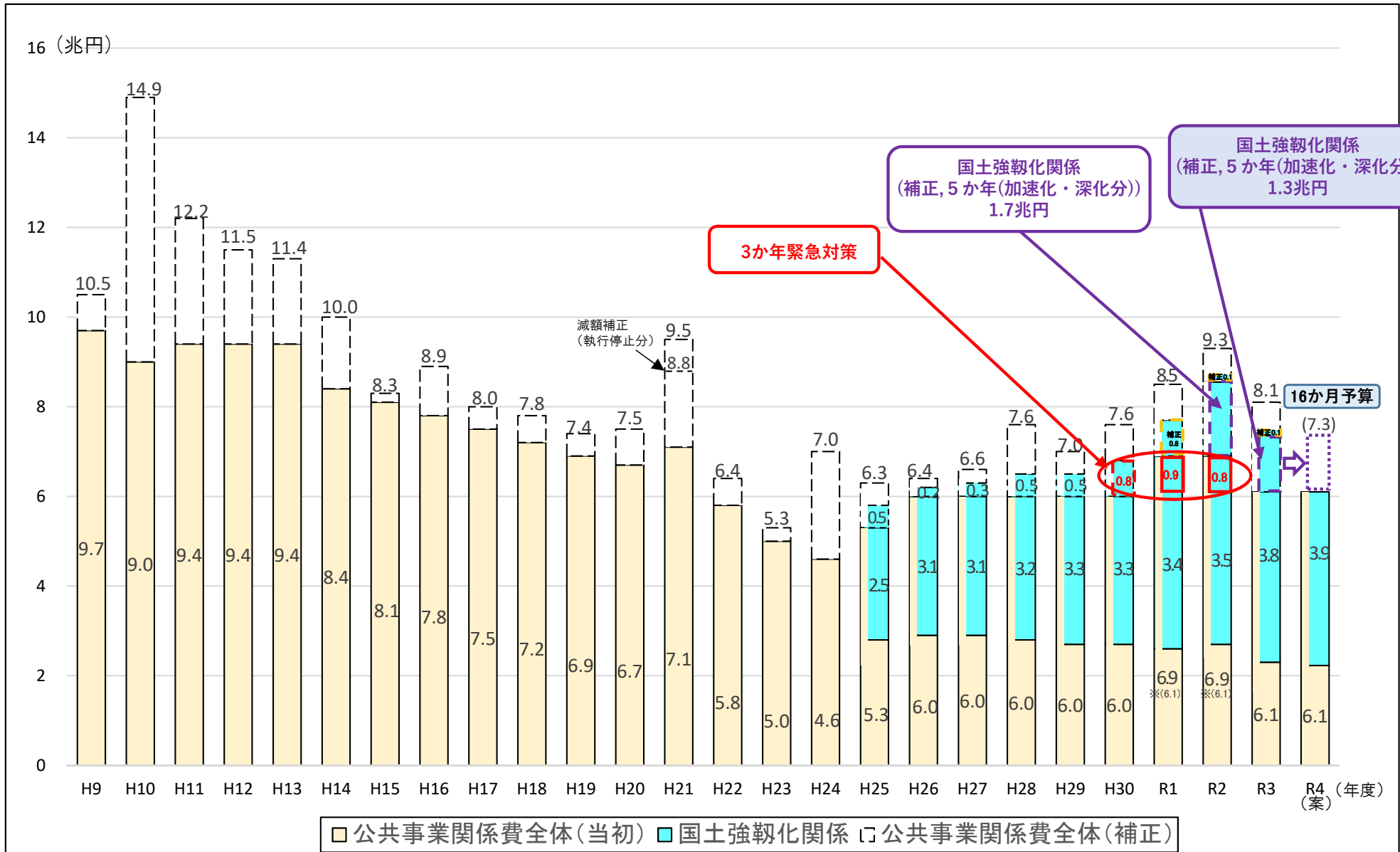
1. 国土強靱化の枠組みについて (9) 国土強靱化関係予算の推移

■ 国土強靱化関係予算の推移



1. 国土強靱化の枠組みについて

(10) 公共事業予算に占める国土強靱化関係予算の推移



注) 平成25年度予算から、国土強靱化関係予算の集計を行っている。

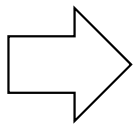
※は、3か年緊急対策を除いた公共事業関係費全体(当初)

2. 国土強靱化基本計画の変更に向けて (1) 国土強靱化に関する各種計画・対策の内容整理

<各種計画等>

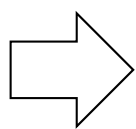
<内容>

国土強靱化基本計画
(H26.6.3 閣議決定 H30.12.14変更)



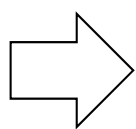
脆弱性評価によって抽出された、起きてはならない最悪の事態を回避するために必要となる**施策の分野、プログラム※**を設定し、**国土強靱化を推進するための施策、主な施策の定量的指標(KPI)**を体系的かつ網羅的に定めたもの
※プログラム:起きてはならない最悪の事態を回避するための施策群

国土強靱化地域計画
(都道府県・市町村が策定)



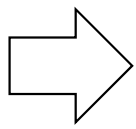
国土強靱化基本計画と調和を図りつつ、各地域における目指すべき**将来の地域の姿**やその実現のために必要となる**国土強靱化施策の推進方針や事業内容**などについて具体的に定めたもの

国土強靱化年次計画
(毎年度 国土強靱化推進本部決定)



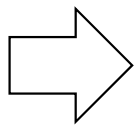
基本計画で定めたKPIを用いて**国土強靱化施策の進捗管理**を行うとともに、各施策について**当該年度に実施すべき具体的な施策内容**や**国土強靱化を推進する上での政府の取り組み**を整理したもの

防災・減災、国土強靱化のための
3か年緊急対策
(H30.12.14 閣議決定)
【平成30年度～令和2年度の3年間】



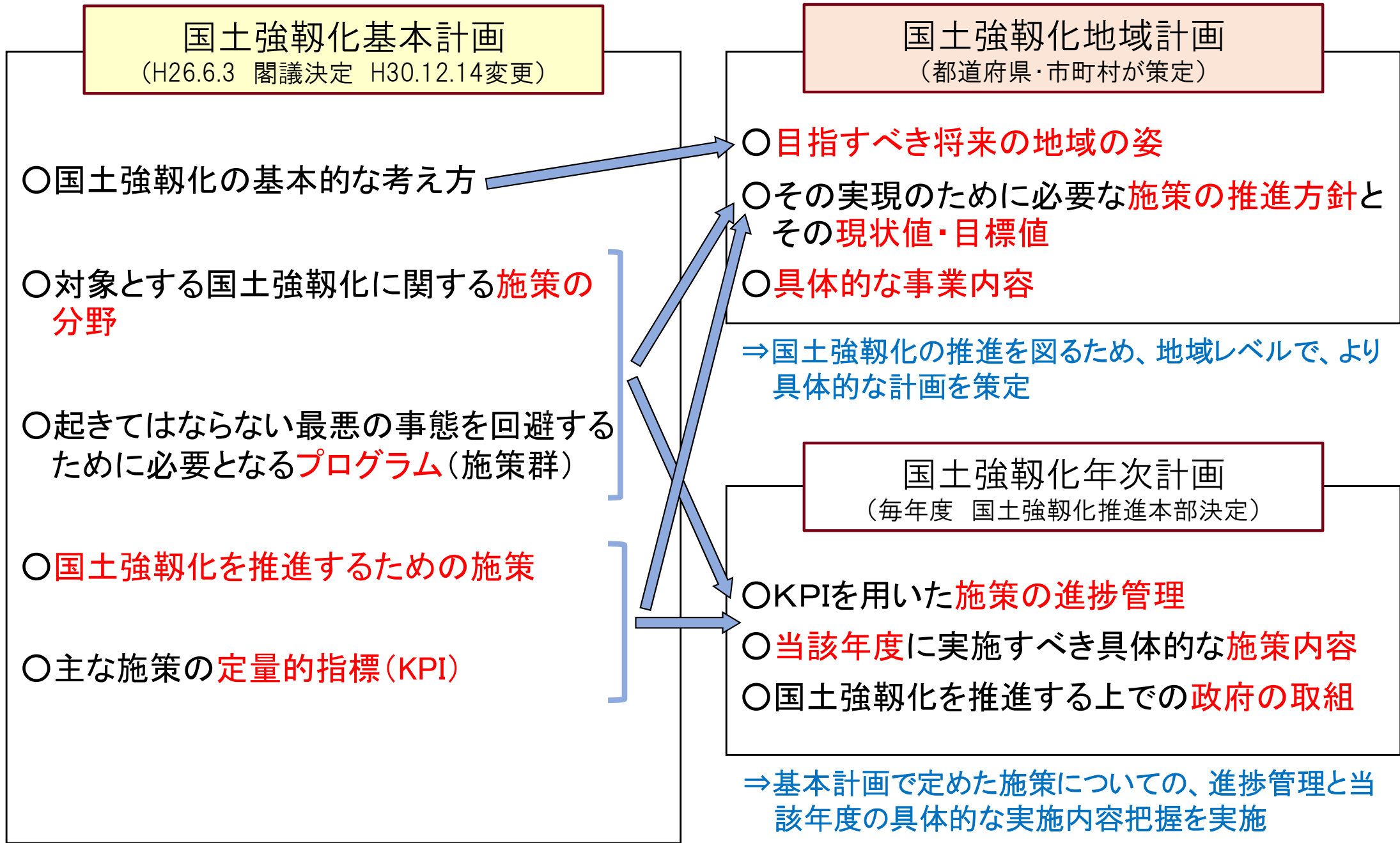
重要インフラ緊急点検結果を踏まえ、**特に緊急に対策が必要な160項目**について、対策期間(3年間)や事業規模(概ね7兆円)等を定めたもの

防災・減災、国土強靱化のための
5か年加速化対策
(R2.12.11 閣議決定)
【令和3年度～令和7年度の5年間】



激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対応、今後一斉に老朽化するインフラの維持管理・更新、国土強靱化施策の効率化のためのデジタル化の3分野について、**更なる加速化・深化を図るため、重点的に取り組む123対策**について**中長期目標を設定**し、対策期間(5年間)や追加的に必要となる事業規模(概ね15兆円)等を定めたもの

2. 国土強靱化基本計画の変更に向けて (2) 国土強靱化に関する各種計画の関係



2. 国土強靱化基本計画の変更に向けて (3) 国土強靱化を取り巻く近年の社会情勢変化について

○国土強靱化基本計画の見直しにあたり、考慮が必要と考えられる近年の社会情勢変化について下記のとおり整理。

- ① 事前防災対策の着実な推進(5か年加速化対策)
- ② 現行の基本計画策定以降に発生した災害から得られた知見
(R1房総半島台風、R1東日本台風、R2.7豪雨、R2大雪等)
- ③ 気候変動影響(自然災害の激甚化・頻発化)、カーボンニュートラル
- ④ デジタル革命・IT技術革新
- ⑤ 感染症まん延下における大規模自然災害の発生
- ⑥ ポストコロナ時代の生活様式の変化(テレワーク、オンライン会議の普及)
- ⑦ 戦略的政策課題(東京一極集中リスク、公共性の高い民間インフラ等の官民連携、風土・自然条件に適う国土強靱化、人とコミュニティのレジリエンス)

2. 国土強靱化基本計画の変更に向けて (4) これからの国土強靱化基本計画について

- 国土強靱化に関する各種計画（基本計画、地域計画、年次計画）・対策（3か年緊急対策、5か年加速化対策）について、これらの計画体系等や各々の内容・関係について整理。
- 平成25年の国土強靱化基本法成立から今年で10年目を迎えるにあたり、今回の整理や、国土強靱化を取り巻く近年の社会情勢変化等を踏まえ、国土強靱化の取組を一層推進していくため、**どのように国土強靱化基本計画を変更すべきか。**

3. 今後のスケジュール(案)

今後のスケジュール(前回基本計画変更ペースの場合)

令和3年度	国土強靱化基本計画の見直しの検討着手
令和4年9月目途	脆弱性(予備)評価手法(案)の作成
令和4年10月～5年3月目途	脆弱性(予備)評価の実施
令和5年春目途	「脆弱性評価の指針」※(案)の作成 <small>※脆弱性評価手法</small>
令和5年春以降	「脆弱性評価の指針」国土強靱化推進本部決定
	脆弱性評価の実施
令和5年夏目途	「脆弱性評価の結果」国土強靱化推進本部報告
令和5年夏以降	国土強靱化基本計画(案)の作成
令和5年冬目途	「国土強靱化基本計画」閣議決定